

議案第 78 号

三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

三次市手数料徴収条例（平成 16 年三次市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、同号の表中

「

宅地造成に関する工事の許可 切土又は盛土をする土地の面積の合計			1 申 請を もつ て 1 と す る 。
500 平方メートル以内	1 件	12,000 円	
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内	1 件	22,000 円	
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内	1 件	32,000 円	
2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内	1 件	48,000 円	
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内	1 件	69,000 円	
10,000 平方メートルを超え	1	110,000 円	

20,000平方メートル以内	1件		
20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以内	1件	170,000円	
40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以内	1件	260,000円	
70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内	1件	340,000円	
100,000平方メートルを超える	1件	430,000円	
宅地造成に関する工事の変更許可		宅地造成工事の許可申請手数料の金額の欄に掲げる切土又は盛土をする土地の面積（変更に係る部分の切土又は盛土をする土地の面積をいう。）の区分に応じ、その各々の額と同一の額	1 申請をもって1件とする。

」を

「

宅地造成等，特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可 切土，盛土又は土石の堆積をする土地の面積の合計				1 申請をもって1件とする。
500平方メートル以内	1件	14,000円		
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	1件	26,000円		
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	1件	38,000円		
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	1件	58,000円		
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	1件	82,000円		
宅地造成等，特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の変更許可		宅地造成等，特定盛土等及び土石の堆積工事の許可申請手数料の金額の欄に掲げる切土，盛土又は土石の堆積をする土地の面積（変更に係る部分の切土，盛土又は土石の堆積の土地		1 申請をもって1件とする。

	の面積をいう。)の 区分に応じ、その各 々の額と同一の額	
--	------------------------------------	--

」に

改め、同条第19号中「第3条の2第1項又は第3条の3第1項」を「第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

第5条中「交付」を「申請又は交付」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第19号の改正規定は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日の前日までに、改正前の三次市手数料徴収条例第2条第8号の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の三次市手数料徴収条例第2条第8号の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の許可を受けた宅地造成工事に係る同法第12条第1項の規定による宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対する審査（変更に係る部分に切土又は盛土の土地があるものに限る。）に関する手数料については、なお従前の例による。